

第1章 埼玉県高齢者居住安定確保計画の目的と位置付け

1 計画の目的・基本方針

(1) 計画の目的

本県では、平成24年3月に平成24年度から平成28年度までを計画期間とする高齢者居住安定確保計画を策定し、これに基づき高齢者の住まいに関する施策を総合的に推進してきました。

今後、本県では高齢者人口が増加し、なかでも高齢単身や高齢夫婦のみの世帯数は急激に増えることが予想されています。また、団塊の世代が後期高齢者になるのに伴い、介護を必要とする高齢者がますます増加すると見込まれています。こうした高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者が地域の実情に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるようになることが求められています。

そのため、本県では、市町村と連携して「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

本計画は、高齢者が在宅で暮らし続けられる体制づくりや身体能力の変化などに対応した多様な住まいの供給、住み替え促進などにより、「高齢者が住まいを安心して確保できるようにすること」を目的とします。

(2) 計画の基本方針

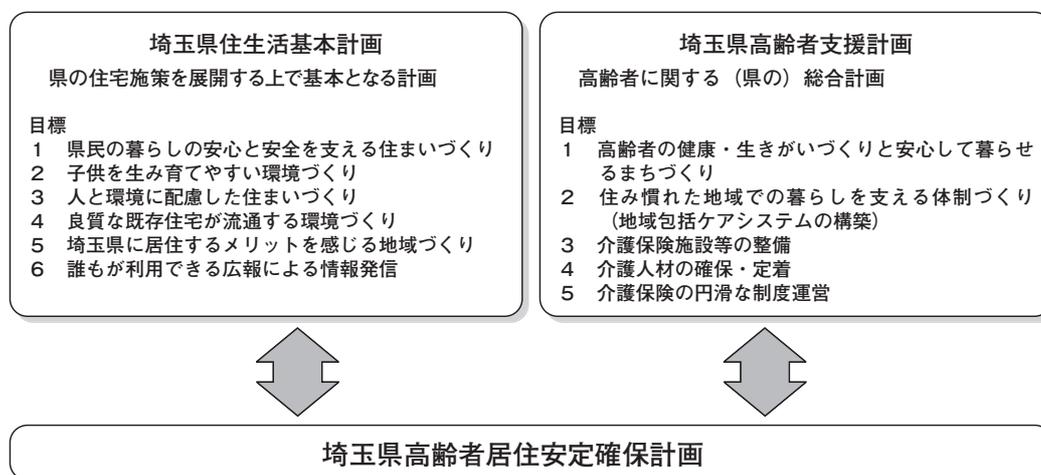
本計画の基本方針は、「在宅で暮らす方から介護施設への入居が必要な方に至るまで高齢者の多様なニーズに応え、住宅施策と福祉施策が一層連携して、施策を展開していくこと」です。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）に基づき、高齢者が住まいを安心して確保できるようにするために定めるものです。

本計画は、国の基本方針に基づくとともに、市町村との協議が必要です。また、埼玉県住生活基本計画及び埼玉県高齢者支援計画との整合を図ります。

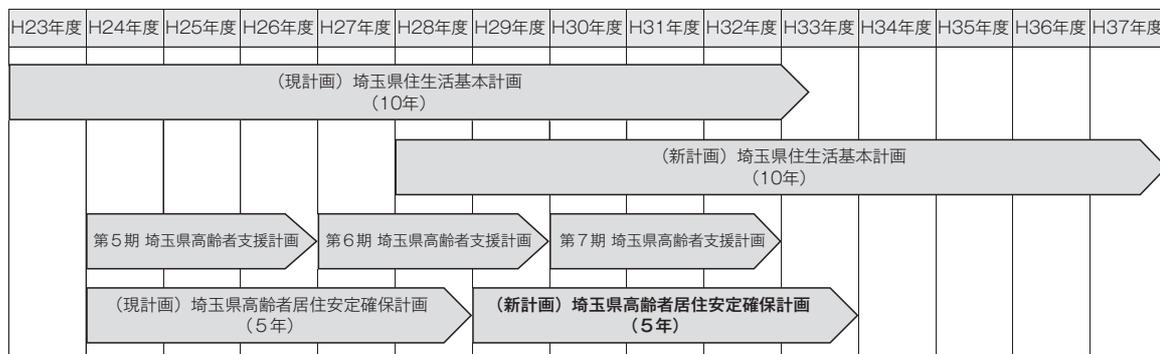


(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

また、住生活基本計画（計画期間は10年間）や高齢者支援計画（計画期間は3年間）の改定を踏まえて必要な見直しを行います。

■ 他の計画期間との関係



(3) 高齢者住まい法の一部改正

第6次地方分権一括法^{*1}の施行に伴い高齢者住まい法が一部改正され、市町村は埼玉県と事前協議の上、埼玉県高齢者居住安定確保計画に基づき、市町村高齢者居住安定確保計画を定めることができるようになりました。

^{*1} 第6次地方分権一括法：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号）